

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第 4 9 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 6 年上越市規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 中「3 1 万 5, 0 0 0 円」を「3 3 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 7 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。